

大和市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年3月25日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 中村一夫

1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査対象 環境施設農政部（一般会計分）

3 監査対象期間 令和6年3月～令和7年2月

4 監査年月日 令和7年3月25日

5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（環境総務課、みどり公園課、施設課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 切手の受扱に関する事務
- (12) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
- (13) 公園台帳の管理に関する事務
- (14) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (15) 財産管理に関する事務
- (16) つり銭・領収印の管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、おむね適正に執行されているものと認められた。
- なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。